

平成25年度第2回食品表示合同監視の結果について（概要）

食品の表示は、消費者が食品の内容を正しく理解し、選択するための重要な情報源であり、食品の安全性に対する消費者の信頼を確保するために、重要な役割を担っています。

このため、県では、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」に基づき、8月及び12月を「栃木県食品表示適正化強化月間」と定め、食品表示に係る関係機関が合同で、食品表示の監視指導を実施しました。第2回目の監視結果は次のとおりです。

今後とも「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（2期計画）」に基づき、計画的な監視指導に努めて参ります。

1 調査概要

（1）調査期間 平成25年12月3日～12月13日

（2）関係機関

国：農林水産省関東農政局宇都宮地域センター、同大田原地域センター

県：各健康福祉センター、各農業振興事務所、くらし安全安心課

市：宇都宮市保健所

（3）調査方法

別添「平成25年度食品表示合同監視実施要領」及び「食品表示合同監視実施マニュアル」のとおり

（4）調査回数 10回

各地区（上都賀、芳賀、下都賀、那須、塩谷、南那須、安足、宇都宮）ごとに
1回又は2回（下都賀、安足地区）実施

（5）調査店舗数 39店舗

2 調査結果

調査した結果、偽装表示等の重大な違反はありませんでした。

なお、39店舗において、一部の商品に記載漏れ等の不適事項がありましたので、
該当店舗の改善指導を実施しました。

不適事項等については、改善確認のための調査を実施します。

3 主な不適事項

<食品衛生法>

- ・期限表示(時刻表示を含む)の欠落又は誤記（14店舗）
- ・表示の欠落（全く又はほとんど記載がない）（10店舗）
- ・食品添加物表示の欠落又は誤記（10店舗）
- ・値下げシール貼付等により表示内容が見えない又はわかりにくい（9店舗）

< J A S 法 >

- ・原産地（原料原産地を含む）表示の欠落又は誤記（21店舗）
- ・食品分類毎の品質表示基準に基づく表示項目の欠落又は誤記（20店舗）
- ・原材料名の欠落又は誤記（15店舗）
- ・一括表示の欠落又は表示順序の誤り（14店舗）

< 景品表示法 >

- ・価格等が実際より有利と誤認される表示（5店舗）
- ・不当な二重価格表示（1店舗）